

使用の休止または再開の届出

- 1 製造所等の「休止」は、休止期間中の法的義務を免責すべき法律効果を有しません。したがって、保安監督者の選任義務、定期点検の実施義務等は、依然存在することとなります。
- 2 この届出は、次に掲げる場合に提出してください。
 - (1) 製造所等の使用を3か月以上休止しようとするとき
 - (2) 休止した製造所等の使用を再開しようとするとき
- 3 休止中は次の事項に留意してください。
 - (1) 危険物の貯蔵または取扱いをしないこと
 - (2) 施設の管理責任者を明確にしておくこと
 - (3) 出入口や注入口の施錠等、防火管理を十分行うこと
- 4 再開する場合は、保安監督者の選任、定期点検の実施および位置、構造もしくは設備に不備がないこと等、危険物製造所等が法令に適合していることを確認してください。
- 5 休止または再開するときは、休止または再開する7日前までに届出をしてください。
- 6 休止に係る措置として、危険物を貯蔵し、または取り扱うタンクから指定数量以上の危険物を抜き取る行為は、別途仮取扱い承認を受ける必要があるため留意してください。